



調査設計業務実績データの収集・登録について（通知）

技術基準の種類:業務委託
通知日 :平成7年3月13日

管第946号
平成7年3月13日

部内各課長殿
部内各地方機関の長殿

土木部長

調査設計業務実績データの収集・登録について（通知）

国においては、公共工事の入札・契約制度のより一層の透明性・客観性確保の方策の一つとして、公共工事の施工実績をデータベース化し、工事発注時の業者選定事務等を支援する「工事実績情報システム（CORINS）」を平成6年度から適用したところであり、鳥取県においてもこのシステムへの情報提供を行っているところであります。

また、平成7年度からは、委託業務（今回は設計及び地質調査業務に限る）に係る、建設コンサルタント等の選定においても同様の趣旨のもとに、「調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」を整備することとなりました。

ついで、本県においても、別添のとおり調査設計業務実績データの収集・登録を行うこととしましたので、趣旨を御理解の上、調査設計業務実績データの収集・登録業務を行って下さい。

「調査設計業務実績データ」の収集・登録について

- 1 「業務カルテ」
「業務カルテ」とは、業務受注実績並びに技術者情報により構成される、委託業務発注時の業者選定事務等の一助となると考えられるデータベースの入力表である。
- 2 対象業務
平成7年4月1日以降契約の委託金額500万円以上の建設コンサルタント業務及び地質調査業務（建築関係、補償関係、測量業務は除く）とする。
なお、測量、設計、地質調査業務などが同一業務として発注され、設計又は地質調査業務の占める金額が少額の場合においても、委託金額500万円以上の業務は対象とする。
また、中途に契約金額に変更を生じた場合についても対象とする。
- 3 対象企業と対象技術者
対象企業 - 建設コンサルタント業務並びに地質調査業務を営む企業
対象技術者 - 管理技術者、照査技術者、担当技術者
- 4 収集対象データ項目
会社業務実績、業務担当技術者情報、技術者実績情報
- 5 「業務実績データ作成・登録」について
データの収集・登録は、受注者が業務契約時と業務完了時に行い、業務実績入力システム（パソコン）により入力内容を出力したものを発注機関に提出し、内容のチェックを受けるものとする。
ただし、業務実績データ作成に必要な入力システム等は、受注者により準備するものとする。
業務実績データの登録は、発注機関のチェックを受けた後、フロッピーディスク（以下FDという）により、受注者から財団法人日本建設総合情報センター（以下JACICという）に登録するものとする。
- 6 「業務実績データ」の契約上の扱いについて
(ア)費用
「業務実績データ」の作成・登録費用は、業務費のうちの業務管理費に含まれる。
(イ)特記仕様書
「業務実績データ」作成対象業務においては、下記のとおり特記仕様書に明示するものとする。

第 条 業務実績データの作成・登録
本業務契約時及び完了時に、業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督員に提出、承諾を受けた後に（財）日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより登録するとともに、登録結果を監督員に報告するものとする。
(ウ)登録確認
「業務実績データ」の登録確認は、JACIC発行の「業務カルテ受領書」の写しを受注者から提出を受け確認するものとし、打合せ協議簿等に整理しておくものとする。
- 5 適用
この取扱いは、平成7年4月1日から適用するものとする。

手続きのフロー
 [登録(入力)]

手続きのフロー

[登録(入力)]

